

速報

1998年4月発行 第11

つちや通信

平成10年度 税制改正

平成10年度 税制改正において、法人税、所得税等、広範囲の税金について、大幅な改正が行われ、みなさまにも多大な影響があると思われます。

以下に、その主な改正を掲げましたので、お読みいただければと思います。

減税となる改正

- 法人税 税率が“3%”引下げられます。
37.5% → 34.5%
(年800万円以下については、28% → 25%)
- 土地の売買の課税が緩和されます。
 - ※ 法人の土地譲渡益に対して、法人税の5%の追加課税がなくなりました。
 - ※ 法人が新しく土地(遊休地)を取得した場合、その土地の利息が4年間経費になりませんでした。その制度が、廃止されます。
 - ※ 一定の条件のもとに土地→土地、土地→減価償却資産への買換が認められることになりました。
- 建物の耐用年数が短縮されます。
最長 65年 → 50年
- 青色申告控除額が“45万円”になります。
個人事業者の青色申告控除額 35万円 → 45万円
- 特定扶養親族・特別障害者・同居特別障害者控除額が“5万円”引上げられます。
特定扶養親族(16才以上23才未満) 53万円 → 58万円

増税となる改正

- 賞与引当金が6年間の段階的な廃止となります。
- ★ 交際費の利益加算が“10%”から“20%”になります。
400万円が限度の法人については、320万円が限度額となります。
- 建物の償却方法が“定額法”のみとなります。
減価償却の方法には、「定額法」(毎年同じ金額を償却する方法)と「定率法」(償却期間の初期に多く償却する方法)がありますが、今後、建物は「定額法」のみとなります。
- ★ 減価償却資産計上の金額が“10万円以上”となります。
1個又は1セット10万円以上の物を購入した場合は、経費にならなくなります。
- $\frac{1}{2}$ 簡便償却が廃止されます。
期末直前に取得した機械、車輛等について、6ヶ月分の減価償却費を計上する方法(1/2簡便償却法)が廃止されます。
- ★ 印の改正事項については 支出時点での対応が必要となります。

尚、別紙『号外』に改正の詳細を掲げております。
不明な点については 遠慮なく事務所の方へお尋ね下さい。

平成10年度 税制改正



つちや通信 [1998年4月発行]

改正事項		改正前	改正後	実施時期	備考															
税率	法人税 税率 〔中小企業の軽減税率〕	●年800万円以下 28.0%	25.0%	H 10. 4. 1以後 開始事業年度 から																
		●年800万円超 37.5%	34.5%																	
税率	法人事業税 税率 〔普通法人の税率〕	●年400万円以下 6.0%	5.6%	未 定	個人事業税は 改正なし。															
		●年400万円超 800万円以下 9.0%	8.4%																	
引当金	貸倒引当金	中小企業は現行のまま。		---																
	賞与引当金	繰入限度額内	廃 止	H 10. 4. 1以後 開始事業年度 から 6年間で	【経過措置】 <table border="1"> <tr> <th>H10年度 繰入限度額</th> <th>H11年度 繰入限度額</th> <th>H12年度 繰入限度額</th> <th>H13年度 繰入限度額</th> <th>H14年度 繰入限度額</th> </tr> <tr> <td colspan="5">繰入限度額 に対して</td> </tr> <tr> <td>$\frac{5}{6}$</td> <td>$\frac{4}{6}$</td> <td>$\frac{3}{6}$</td> <td>$\frac{2}{6}$</td> <td>$\frac{1}{6}$</td> </tr> </table>	H10年度 繰入限度額	H11年度 繰入限度額	H12年度 繰入限度額	H13年度 繰入限度額	H14年度 繰入限度額	繰入限度額 に対して					$\frac{5}{6}$	$\frac{4}{6}$	$\frac{3}{6}$	$\frac{2}{6}$	$\frac{1}{6}$
H10年度 繰入限度額	H11年度 繰入限度額	H12年度 繰入限度額	H13年度 繰入限度額	H14年度 繰入限度額																
繰入限度額 に対して																				
$\frac{5}{6}$	$\frac{4}{6}$	$\frac{3}{6}$	$\frac{2}{6}$	$\frac{1}{6}$																
引当金	退職給与引当金	要支給額の 40%	要支給額の 20%	H 10. 4. 1以後 開始事業年度 から 6年間で	【経過措置】 <table border="1"> <tr> <th>H10年度</th> <th>H11年度</th> <th>H12年度</th> <th>H13年度</th> <th>H14年度</th> </tr> <tr> <td colspan="5">要 支 給 額 の</td> </tr> <tr> <td>37%</td> <td>33%</td> <td>30%</td> <td>27%</td> <td>23%</td> </tr> </table>	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	要 支 給 額 の					37%	33%	30%	27%	23%
	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度															
要 支 給 額 の																				
37%	33%	30%	27%	23%																
減価償却	建物の償却方法	定率法 定額法	定額法のみ	H 10. 4. 1以後 取得分から																
	建物の 耐用年数の短縮	最長65年	最長50年	H 10. 4. 1以後 開始事業年度 から	詳細は未定															
償却	$\frac{1}{2}$ 簡便償却制度	あ り	廃 止	H 10. 4. 1以後 開始事業年度 から	『期末近くに減価償却資産を取得し 2分の1 簡便償却による償却費を計上する』という方法が 法人税の節税対策として行うことができなくなりました。															
	少額減価償却資産の 取得価格基準	20万円未満	10万円未満	H 10. 4. 1以後 開始事業年度 から	10万円以上 20万円未満の資産については、事業年度ごとに一括して3年間で償却できる方法を選択することができる。															
交際費	定額控除内の 損金不算入割合	10%	20%	H 10. 4. 1以後 開始事業年度 から																
役員報酬	役員の子族等である 使用人に対する 給与、賞与、退職金	規定なし	過大な給与、 賞与、退職金は 損金不算入	未 定																
所得税	特定 扶養親族	53万円	58万円	平成10年分 から	→ 昭和51年1月2日から昭和58年1月1日生まれの者 【地方税は 平成11年分から】															
	特別障害者	35万円	40万円																	
	同居 特別障害者	30万円	35万円																	
所得税	通勤手当の 非課税限度額	最高5万円	最高10万円	H10.1.1以後に 受けるべき通勤手当	自動車等の交通用具を使用している場合の 非課税限度額は 従来どおり。															
	青色申告 特別控除額	35万円	45万円	平成10年分 から																
土地税制	土地の譲渡 《法人》	追加課税制度 あ り	追加課税制度 廃 止	H 10. 1. 1～ H 12. 12. 31	事業用資産の買換えの特例が 緩和されました。 〔 土地から土地への買換えも適用される よくなりました。 〕															
	土地の譲渡 《個人》	●4000万円以下 20% ●4000万円超 8000万円以下 25% ●8000万円超 30%	●6000万円以下 20% ●6000万円超 25%	H 10. 1. 1～ H 12. 12. 31																
土地税制	法人の新規取得土地 等に係る負債利子の 課税の特例制度	あ り	廃 止	未 定	個人の借入金利子の赤字部分の損金不算入制度は 改正なし。															